債権者集会招集

免責許可決定

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１０００１号
仙台市太白区鈎取１丁目７番11号フレグランス鈎取Ｂ棟101
清算株式会社　株式会社岩崎石材工業
代表清算人　岩崎　岩雄
１　決定年月日　令和７年10月23日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
仙台地方裁判所第４民事部

令和７年（ヒ）第２０８１号
東京都中央区入船１丁目６番３号朝日八丁堀マンション606
清算株式会社　株式会社ＶＯＣＥ
代表清算人　松本　能紀
１　決定年月日　令和７年10月22日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０５５号
東京都港区六本木５丁目９番20号
清算株式会社　ホットストア株式会社
１　決定年月日　令和７年10月22日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０５７号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号　新国際ビル４階
清算株式会社　株式会社クイナ
代表清算人　吉田　三男
１　決定年月日　令和７年10月23日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別紙記載の債権者に別紙「弁済額」の欄記載の弁済をする。弁済は、各協定債権者の指定する口座に振込送金する方法によって行うものとし、振込費用については清算株式会社の負担とする。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（各協定債権の元金部分に付随する利息、遅延損害金、違約金を含む。）から各弁済額を控除した残額につき、その債務の全額を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する（この場合の弁済方法及び振込費用の負担については、上記１と同様とする。）。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１００７号
名古屋市南区南野３丁目129番地
清算株式会社　株式会社ツカサ金属工業所
代表清算人　武内　成泰
１　決定年月日　令和７年10月20日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、本協定認可確定後１月以内に、各協定債権者に対し、弁済原資である金12,163,596円を各協定債権者の有する債権額（ただし、解散日を基準日とし、基準日における元本額とする。担保権の付された協定債権については、当該担保物件の価額に相当する部分を控除した債権額とする。）の割合に応じて按分した金額を支払う。各協定債権者に対する具体的な弁済金額は、別紙のとおりとする。
２　前項に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は清算会社の負担とする。
３　清算株式会社は、前２項に定める弁済を実施した時に、各協定債権者が清算会社に対して有するその余の債権全額の免除を受ける。
４　前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、債権者らに対し、必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、各債権者が前項の弁済の後にした残債権の免除は、新たにされた弁済の限度で撤回されたものとする。
５　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は随時これを支払う。
以上
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第３０２８号
大阪市淀川区西中島４丁目９番28号
清算株式会社　株式会社ＮＣＴ
代表清算人　下向　峰子
１　決定年月日　令和７年10月22日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。
２　別紙協定債権者一覧記載の協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権の全額（協定債権に対する利息、遅延損害金の一切を含む。）につき、その債務を免除する。
３　前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定債権者一覧記載の協定債権額の割合に応じて按分して弁済する（ただし、１円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。）。この場合における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
大阪地方裁判所第６民事部